

北海道青少年健全育成条例を改正しました

近年、スマートフォンの急速な普及等により、「自画撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ被害が増加傾向にあります。また、過度な描写を含むゲームソフトも流通しており、青少年への悪影響が懸念されるどころです。こうした問題に対応するため、次のとおり条例の一部を改正しました。

POINT① 「自画撮り被害」の未然防止のために

青少年（満18歳未満の者）に対して、次の不当な手段等によって、その青少年自身の裸等の写真やその電子データ等（児童ポルノ等）の提供を求める行為を禁止します。

①拒否されているのに



②脅して



③だまして



④困らせて



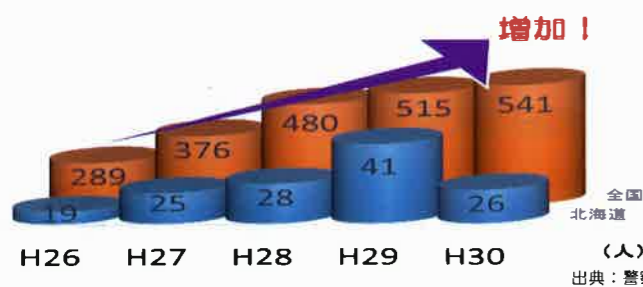
⑤金銭などを提供する約束をして



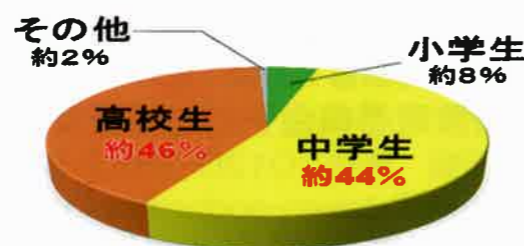
⑥13歳未満の青少年に対して



自画撮り被害者数



H30 全国自画撮り被害者の内訳



違反した場合 (30万円以下の罰金)

常習として違反した場合 (6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

北海道

POINT②

ゲームの適切な有害指定のために

ゲームソフトに「包括的な指定方式」を導入します

- 卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上のもの
- 知事の指定するゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不適当としたもの

有害図書類は「区分陳列」をして、青少年に販売しない!



「有害図書類」となります

保護者のみなさまへ

フィルタリングを必ず利用しましょう

フィルタリングとは?

- 青少年にとって有害な情報を閲覧できないようアクセス制限する機能です。
- 年齢に応じた設定方法があります。
- 個別のアプリやサイトを指定(解除)できます。



アクセスが制限されるサイトの例

- アダルトサイト
- 自殺・家出などのサイト
- 出会い系サイト
- 違法薬物などのサイト
- ギャンブルサイト
- 暴力的サイト

各種相談窓口

【北海道警察少年サポートセンター】 平日 8:45~17:30

- ▶ 少年相談 110番 無料 0120-677-110 携帯電話からは011-242-9000
- ▶ 最寄りの警察署でも受け付けています。

【北海道教育委員会子ども相談支援センター】 毎日 24時間

- ▶ 電話相談 無料 0120-3882-56
- ▶ メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

【24時間子供 SOSダイヤル】 毎日 24時間

- ▶ 無料 0120-0-78310

【法務省人権擁護局】 平日 8:30~17:15

- ▶ 子どもの人権 110番 無料 0120-007-110
- ▶ ホームページから、メールでの相談も受け付けています。

